



資料2

4環保第1045号
令和4年8月9日

福岡県環境審議会会长 殿

福岡県知事
(環境部環境保全課)

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域に関する福岡県基準
の設定について（諮問）

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画として、本年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

国は、2050年カーボンニュートラルに向け、地域の脱炭素化を促進するため、令和4年4月1日に施行された改正法において、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）を推進するための計画・認定制度を創設しました。

これにより、市町村は、地方公共団体実行計画に、地域脱炭素化促進事業に係る事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を定めるよう努めることとされ、その設定においては、環境保全に係る国・県の基準の在り方を踏まえることとされています。

つきましては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の整備にあたり、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、促進区域に関する県基準の設定について、貴審議会の意見を求めます。